

議会の役割とは

＝町政と議会＝

幕別町では、まちづくりや福祉、教育、道路、上下水道などの町民生活に深くかかわる仕事をしています。

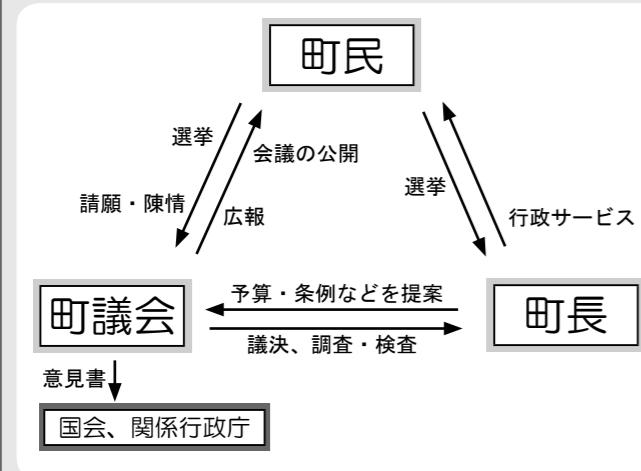
これらの仕事（町政）には、町民の皆さんのお意見が十分反映されなければなりません。

しかし、町民の皆さんのが一堂に会して町政の運営について話し合うことは不可能ですので、代表として町議会議員や町長を選挙によって選び、町政の運営をゆだねています。

町議会は、町民の皆さんを代表する議員の合議によって、町政の方針を決定したり、町政が適正に行われているかチェックしたりする機関で「議決機関」といいます。

また、町議会の決定に基づいて実際に仕事を行うのが町長で、町長をはじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員などを「執行機関」といいます。

町議会と町長は、まったく対等の立場に立って互いに尊重し、論議し合いながら明るく住みよい幕別町をつくるために努力しています。



請願・陳情

町民の皆さん、町政について意見や要望があれば、いつでも町議会に請願や陳情を提出することができます。

紹介議員のあるものを請願、ないものを陳情と呼びます。

採択されたものは、意見書の提出であれば、国会などに送ることになります。

議決権

町議会のもっとも代表的な権限で、条例や予算を定めたり、決算を認定したり、重要な契約や財産の取得・処分の決定などを行います。

検査、監査の請求権

町の事務に関する書類や計算書を検査したり、金銭出納の執行状況を検査したり、町の監査委員に監査を求めるなど、町民の代表として町政を監視します。

意見書の提出権

町の公益に関することについて、議会の意思をまとめた文書を、国会または関係行政庁に対して意見書として提出することができます。

調査権

町の事務を独自に調査し、必要に応じて関係者の出頭や証言などを求めることができます。

その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

◆議会日誌◆

5月 24日 新型コロナウイルス感染症対策会議

6月 9日 新型コロナウイルス感染症対策会議

15日 議会運営委員会

22日 議会運営委員会

22日 第2回定期例会（初日）

22日 総務文教常任委員会

22日 民生常任委員会

22日 産業建設常任委員会

22日 議会広報広聴委員会

30日 議会運営委員会

30日 第2回定期例会（一般質問）

30日 産業建設常任委員会

7月 1日 議会運営委員会

1日 第2回定期例会（最終日）

1日 全員協議会

1日 行政区のあり方調査検討特別委員会

5日 民生常任委員会

5日 総務文教常任委員会

8日 議会広報広聴委員会

9日 議会運営委員会

13日 議会運営委員会

13日 第4回臨時会（初日）

13日 指定管理のあり方調査検討特別委員会

15日 議会広報広聴委員会

20日 指定管理のあり方調査検討特別委員会

20日 議会運営委員会

20日 第4回臨時会

30日 産業建設常任委員会

令和3年9月 第3回定期例会日程（予定）

9月 2日 初日

8日 一般質問・議案審議

9日 一般質問・議案審議

10日 一般質問・議案審議

22日 最終日

令和3年度決算審査特別委員会（予定）

9月 14日、15日、16日

◎傍聴の際は、「マスクの着用」をお願いしています。



（猿別水門）

猿別水門周辺における治水対策について
猿別水門周辺における治水対策について
について説明を受け、水門および
釜場などの現地調査を行いました。

道道幕別帶広芽室線の整備について
帶広圏域環状線として整備される
道道幕別帶広芽室線について説
明を受け、道路整備予定個所など
の現地調査を行いました。



（宇依田道路整備予定個所）

【所管事務調査】
・令和3年3月5日

札内東町民プールについて
老朽化した札内東町民プールの
維持が困難であるため令和3年度
から廃止し、当面、札内北町民プー
ルを代替えとすることを教育委員
会から説明を受け、質疑を行いま
した。



（役場3階会議室）

使用料手数料等の見直しについて
第2回使用料等審議会、幕別町
使用料・手数料の見直しに関する
基本方針（案）パブリックコメント
（案）に基づく使用料等の試算に
について説明を受けました。
また、各種団体への説明や意見
聴取について質疑を行いました。

II 委員会の活動とは
町政が広範化、複雑化してきた
ことにより、議案などを専門的、
能率的に審査する議会の常設機関
として、少人数の議員で構成する
常任委員会が設けられています。
幕別町議会には、次の3つの常
任委員会があり、議員は必ずいず
れか1つの委員会に所属しています。
（議長を除く。）

委員会名	常任委員会	常任委員会	常任委員会
所管事項	所管事項	所管事項	所管事項

議会の委員会構成は2年ごとに改選することとなっており、本年
5月7日に新たな委員会構成が決
まりました。
常任委員会が6月22日に開催し、
今後2年間の活動につながる課題
等の検討を行いました。

常任委員会を開催

委員会レポート（常任委員会・所管事務調査）

◎総務文教常任委員会

【所管事務調査】
・令和3年3月5日

札内東町民プールについて
老朽化した札内東町民プールの
維持が困難であるため令和3年度
から廃止し、当面、札内北町民プー
ルを代替えとすることを教育委員
会から説明を受け、質疑を行いま
した。

議会の委員会構成は2年ごとに改選することとなっており、本年
5月7日に新たな委員会構成が決
まりました。
常任委員会が6月22日に開催し、
今後2年間の活動につながる課題
等の検討を行いました。